

第6回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和5年11月27日（月） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第 5 号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第 41 号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第 42 号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第 43 号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第 44 号 | 農地法第3条の規定による権利移動の買受適格証明願について |
| 日程第 8 | 議第 45 号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第 46 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 10 | 議第 47 号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第 11 | 議第 48 号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

黒木 義弘、鴻巣 明久、川上 富之、清水 直喜、白畑 功詞、田村 信彦、陣出 通子、大面 正紀、東野 満浩、丸山 浩一、森田 高見、田中 君代、垣内 常宏、平井 浩成

○本日会議に欠席した委員

上堀 昌也、野尻真人、辻 直司、小井戸 寿尚、牛丸 和久

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、振興主事：高山緑、農地主事：森真哉、書記：三野島孝、小洞雅喜、畜産課長：松井ゆう子、農地相談員：木戸脇良昭

職務代理

ただいまより第6回高山市農業委員会を開催いたします。
本日、議席番号2番の上堀昌也委員、議席番号6番の野尻真人委員、議席番号16番の辻 直司委員、議席番号17番の小井戸寿尚委員、議席番号18番の牛丸 和久委員より欠席報告を受けています。
本日の出席委員は、19名中14名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

会長

改めまして皆様こんにちは。今回職務代理者がインフルエンザにかかり、熱は下がったが、しばらくは出てこれないということで欠席となっています。
世間では、大人も子供もインフルエンザが流行しています。また、子供だとプール熱などの感染症が流行するなど、市内の小児科医がひっ迫している状況と聞いています。皆さんそれぞれに年末に向けて体調管理に気を付けてください。
協議会時に説明しますが、例年、農業委員会のOB会が農業委員の改選の年の年度末に開催しています。今年度も年末の2月、農業委員会総会時の後に開催を予定しています。できるだけ該当者に出席いただきたいので皆さんも参加をよろしくお願ひします。
市議会産業建設委員会より、農業委員会との意見懇談会の申し入れがありました。予定として、12月の農業委員会総会後に開催予

定でありますので、役員の全員参加及び出席いただける方はお願い
します。

11/16-17の農業委員会県外研修については、有意義な研
修会でした。お礼を述べます。各々に職務に生かしていただきたい
です。

孫の話として、先般乗鞍で積雪の情報があり、孫がその乗鞍を見
て、「雪が降ったということはサンタさんがもうじき来るんだろ
う」と言っていました。子供の発想に感心しました。

本日、大灘地区農業推進協議会で、岐阜の陸稲の視察に農務課長
が随行で参加しています。これから高山でも担い手が水稻に手間を
かけずに作付けが可能ではと発想の転換が大事だと感じています。

総会、協議会につきましては皆様のご協力をお願い申し上げま
して本日の挨拶にさせていただきます。どうかよろしくお願いま
す。

議長 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございません
か。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 13番 森田 高見委員と14番 田中 君代委員を指
名します。

議長 日程第2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませ
んか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第5号 農地所有適格法人の報告等について を

議題とします。

事務局の説明を願います。

森
農地主事

今回は5法人について報告します。

農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございます、

①法人形態

②事業要件

③構成員要件

④役員要件

について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上1件について報告いたします。

議 長

続きまして、日程第4 議第41号 農地法第3条の規定による
権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

三 野 島
書 記

今回は、4件の上程です。

それでは農地法3条の申請の説明に移ります。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、4件 田畑 4筆 754.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第5 議第42号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

三 野 島 今回は、1件の上程です。

書 記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、1件 田畑1筆 42.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第6 議第43号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

三 野 島 今回は、8件の上程です。

書	記	<p>当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)</p> <p>以上、8件 田 畑 16筆 6,594.00 m²についてご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの件についてご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。</p> <p>続きまして、日程第7 議第44号 農地法第3条の規定による権利移動の買受適格証明願に意見を付する件について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
三野島書	記	<p>今回は、1件の上程です。</p> <p>(案件について、買受適格の内容を説明)</p> <p>先月の第5回農業委員会で、同じ申請地を別の申請者が、農地法第5条第1項目的の買受適格証明を農業委員会へ申請しており、申請者は、申請地を一般個人住宅の庭・駐車場として転用する計画で取得を希望です。入札は同じく令和5年12月5日～12月12日となっています。</p> <p>以上1件について、ご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の買受適格証明願に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きますして、日程第8 議第45号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

三 野 島 今回は、2件の上程です。

書 記 非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上2件、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きますして、日程第9 議第46号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小 洞 本日は8件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進
書 記 法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、

貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田 21筆 22,244.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、農地利用集積計画の決定について、承認とします。

続きまして、日程第10 議第47号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小書 洞記 本日は38件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づき田畑 現況農地の土地等 98筆 98,720.00 m²について、新規賃貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、承認とします。

続きまして、日程第11 議第48号 農用地利用集積等促進計画(案)について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小書 洞記 今回は98件についての上程です。

(認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、98件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画(案)について、承認とします。

議 長 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第6回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時15分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

森田 高見 委員

田中 君代 委員
